

希望者グループ保険 総合医療保険 日生積立トータルライフプラン

団体定期保険

総合医療保険
(団体型)

拠出型企業年金保険

特徴

希望者グループ保険

総合医療保険

- 団体保険としての割引が適用された加入しやすい保険料で充実した保障が得られます
- 1年更新の保険ですので、ライフイベントの変化に合わせ、毎年保障額の見直しができます
※ただし、健康状態等によっては保障額を増額できない場合があります。
- 総合医療保険は退職後、団体扱いでの継続加入はできません。

日生積立トータルライフプラン

- 保険料の払込みは在職中に完了します
- 積立期間中にこの制度から脱退された場合でも、脱退一時金をお受取りになれます

効力発生日と申込締切日

第1回保険料は
9月給与から控除

効力発生日
加入(増額)日

2026年9月1日

申込締切日

2026年7月3日(金)

お申込み方法

専用Webサイトからお手続きください。(14ページもご確認ください。)



別添の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。また、「正しく告知いただくために」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要な被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレット・「ご加入のみなさまへ」とあわせてご確認ください。
なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。)をお読みいただいた後も保存等のうえ、大切に保管してください。

お知らせ

【希望者グループ保険について】

- 当制度は一般社団法人アステラスグループ共済会の会員(普通会員・特別会員)のうち、アステラス製薬株式会社およびアステラス健康保険組合、アステラス労働組合の方々の万一の場合に備え、共済会が保険料を負担し、一般社団法人アステラスグループ共済会の会員(普通会員・特別会員)のうち、アステラス製薬株式会社およびアステラス健康保険組合、アステラス労働組合の方々が被保険者となる保険制度を付保しております。(死亡・高度障がい保険金額 200 万円)
- 保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金として受取ることを選択いただくことができます。
※こどもを被保険者とする保険金は対象外です。
※年金基金として設定する保険金が少額の場合、保険金を年金として受取ることを選択いただくことができません。
- 退職時に加入されている方は、退職後も年齢 75 歳 6 カ月(効力発生日現在の年齢)まで継続加入することができます。
ただし、死亡・高度障がい保険金額は 1,000 万円が上限となります。

お申込み(変更・脱退)は年 1 回ですので、この機会をのがすと来年までお申込みができません。(脱退については原則年 1 回です。)ご検討のうえ、お申込みください。

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

・死亡保障・高度障がい保障

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

☐ 保障内容はニーズに合致していますか。

☐ ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

●万一、死亡された場合、
または所定の高度障がい
状態になられた場合、
保険金をお支払いする
1年更新の保険です。

●保険金の年金受取りに
より、残されたご家族の
安定した生活費が確保で
きます。

保険金の年金受取り

保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金として受取ることを選択いただくことができます。

※こどもを被保険者とする保険金は対象外です。

※年金基金として設定する保険金が少額の場合、保険金を年金として受取ることを選択いただくことができません。

年金の種類		年金の型	年金受取り
種類	受取期間		
確定年金	5年	定額型	以下のいずれかを選択 ①年1回受取り ②年2回受取り(6カ月ごと) ③年4回受取り(3カ月ごと)
	10年		
	15年		

年金受取開始日	一括受取請求	年金受取人が死亡した場合
以下のいずれかを選択 2月1日 5月1日 8月1日 11月1日	年金受取人の請求によって年金受取りにかえて、一括受取りを請求できます。	残存受取期間の未払年金の現価を年金受取人の相続人にお支払いします。

【年金受取開始日後の配当金のお受取方法について】

・年金受取開始日後の配当金のお受取方法は以下のいずれかの方法の中から選択いただきます。

- 年金とともに受取る方法
- 年金の買増にあてる方法
- 利息をつけて積立てる方法

【年金基金設定日から年金受取開始日の前日まで(据置期間)の配当金のお支払方法について】

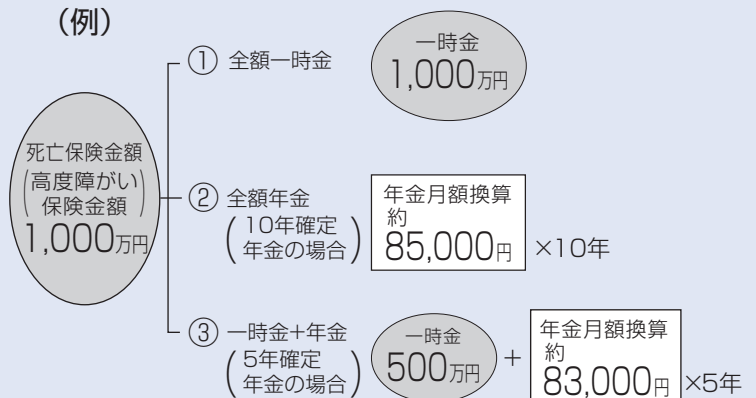
・所定の利率(*)による利息をつけて積立て、年金受取開始日が到来したときに年金基金に繰入れ、年金額を増額します。

(*) 利率は引受保険会社各社で異なり、また、金融情勢等により変動することがあります。

※第1回年金年額が30万円未満となる場合は、年金でのお受取りはできません。(一時金でのお受取りとなります。)

※年金受取方法を年2回受取り、または年4回受取りとする場合、年金年額40万円以上での設定が必要となります。

(例)



上記の年金額は、2026年1月27日現在において、この保険契約の引受保険会社各社が更新後の保険期間に適用する予定の基礎率(予定利率等)に基づき計算しております。

実際に受取ることができる年金額は、年金基金設定時の引受保険会社各社の基礎率(予定利率等)および引受割合をもとに計算されるため、金融情勢等によっては、上記の年金額が増減することがあります。

お申込みに際して

加入内容に変更がない場合のみお手続きは不要です。

- 申込み条件……希望者グループ保険は単独でもお申込みになれます。
※配偶者・こどものみで加入することはできません。

※加入資格を必ずご確認ください。すでに加入されている方で、年度途中で配偶者・こどもの加入資格がなくなった方は、速やかにお申し出ください。

- 以下からご希望の保障額をお選びください。

対 象	死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	月払保険料 (概 算)
本 人	6,000万円	12,000円
	5,000万円	10,000円
	4,800万円	9,600円
	4,500万円	9,000円
	4,000万円	8,000円
	3,500万円	7,000円
	3,000万円	6,000円
	2,500万円	5,000円
	2,000万円	4,000円
	1,500万円	3,000円
	1,200万円	2,400円
	1,000万円	2,000円
	800万円	1,600円
	500万円	1,000円
	300万円	600円
	200万円	400円
	100万円	200円

対 象	死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	月払保険料 (概 算)
配 偶 者	3,000万円	6,000円
	2,000万円	4,000円
	1,000万円	2,000円
	800万円	1,600円
	500万円	1,000円
	300万円	600円
	200万円	400円
	100万円	200円
対 象	死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	月払保険料 (確 定)
こ ども 保険年齢 3歳～22歳 (H16.3.2生～ R6.3.1生)	400万円	280円
	300万円	210円
	200万円	140円
	100万円	70円

- 保険料は毎月の給与から控除します。(第1回目は9月)
- 《本人・配偶者》の保険料は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は2026年9月1日)から適用します。保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。
- 《こども》の保険料は1人あたりの確定保険料です。
- 記載の保険料は、確定保険料を含め、2026年3月10日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。

保障額と保険料

保険料共済会負担部分について

当制度は以下の加入対象者の方々の万が一の場合に備え、共済会が保険料を負担し、以下の加入対象者の方々が被保険者となる保険制度を付保しております。また、保険料共済会負担部分の加入対象者の個人情報の取扱いは、当パンフレットに記載している個人情報の取扱いのとおりです。

加入対象者	一般社団法人アステラスグループ共済会の会員(普通会員・特別会員)のうち、アステラス製薬(株)、アステラス健康保険組合およびアステラス労働組合に勤務する役員・正社員・嘱託・契約社員(継続雇用制度契約社員および1年未満の雇用契約者を除きます。)の方。
保 険 金	死亡保険金額・高度障がい保険金額 200万円
保険金受取人	労働基準法施行規則第42条～第45条に規定された被保険者の遺族(同性パートナーを含みます。)

※高度障がい保険金の受取人は本人(主たる被保険者)です。

保険料共済会負担部分の被保険者となることに同意いただくことができない場合は、三井住友インシュアランス&フィナンシャルサービス株式会社 リテール生命保険営業部宛に、7月3日までに申し出てください。

(注) 本人(主たる被保険者)のご加入が、保険料共済会負担部分のみである場合、配偶者・こどもはご加入になれません。また、配偶者・こどもが加入される場合は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額で申込みいただく必要がありますが、この場合の本人の保障額には、保険料共済会負担部分は含まれませんので、ご注意ください。

加入資格

以下の加入資格の他、専用Webサイトに記載の内容を十分ご確認ください、お申込みください。

以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

《本人》 アステラス製薬(株)、アステラス健康保険組合およびアステラス労働組合に勤務する役員・正社員・嘱託・契約社員(継続雇用制度契約社員および1年未満の雇用契約者を除きます。)の方で新規加入・増額は、年齢17歳6カ月超65歳6カ月以下の方。

継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。

《配偶者》 上記本人の配偶者の方で新規加入・増額は、年齢満18歳以上65歳6カ月以下の方。

継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。

《こども》 上記本人の扶養するこども(※)で年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下(2004年3月2日生まれ～2024年3月1日生まれ)の方。

ただし、加入資格のあるこどもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。

(※)健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

《退職後の継続加入について》

●加入資格

本人・配偶者……希望者グループ保険に加入されていた方は、退職時に加入していた保障額と同額もしくはそれ以下の保障額で、退職後も年齢75歳6カ月まで継続加入することができます。ただし、保障額は1,000万円が上限となります。(配偶者は本人が退職後も継続して加入する場合にかぎりません。)

なお、途中で退職され継続加入する場合は、次期更新日の前日まで同額で加入できます。(保障額1,000万円超にご加入の方は、更新時に減額の手続きが必要となりますので「申込書兼告知書」を必ずご提出ください。「申込書兼告知書」のご提出がない場合、更新日付で1,000万円へ自動的に減額して更新されます。それ以外の保障額へ変更する場合は、「申込書兼告知書」のご提出が必要です。)

こども……希望者グループ保険に加入していたこどもは、本人が退職後も継続して加入する場合には、次期更新日の前日まで同額で継続加入できます。

次期更新日から脱退となります。

※本人が退職後、本人・配偶者・こどもの新規加入・増額はできません。

●保険料

3カ月ごとに所定の口座から振替えます。

ただし、途中で退職され継続加入する場合、次期更新日の前日までの保険料は在職中の月払保険料と同額となり、退職時に一括して払込みいただきます。

加入資格(続き)	(ご注意)①ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。 ②本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。(同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。) ③配偶者・子どものみで加入することはできません。 ④配偶者・子どもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。 ⑤保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。 ⑥本人が前ページに記載の加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。ただし、所定の条件のもと手続きいただいた場合、前ページに記載のとおり継続加入いただくことができます。 ⑦保険期間の途中での新規加入・増額・減額はできません。また、保険期間の途中での脱退も原則できません。(退職等を除きます。)
保険期間	●保険期間は効力発生日～2027年8月31日までです。以降は毎年9月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。
この保険契約から脱退いただく場合	●本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。 ●更新日時時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。 ●配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。 ①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日 ②加入資格を失われた日 ③更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日 ●この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する保険料が払込まれた期間の末日です。(例えば、3月24日に脱退された場合、3月分保険料を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。)
受取人	●本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。 ●配偶者の死亡保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。 ●本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身、子どもの死亡保険金・高度障がい保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。
税務上のお取扱い	《保険料》 ■主契約および子ども特約の実質保険料(保険料から配当金を控除した金額)は、一般生命保険料控除の対象です。 ※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、ニッセイのホームページをご参照ください。 (https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/) ※一般生命保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。 ※当希望者グループ保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当希望者グループ保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。 《保険金》 ■死亡保険金 〈本人〉 相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。 〈配偶者・子ども〉本人(主たる被保険者)が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。 ■高度障がい保険金…被保険者が受取人の場合、非課税です。 《年金》 ■年金…(公的年金等以外の)雑所得として所得税および住民税の課税対象です。 課税対象額=(年金年額+年金開始後配当金)－必要経費※ ※必要経費= $\frac{\text{年金年額}}{(\text{除配当金})} \times \frac{\text{年金基金充当金}}{\text{年金お支払見込総額}}$ 税務の取扱い等について、2026年1月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。
配当金	●1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。 退職等で脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。
保険金のお支払事由	■死亡保険金 引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。 ■高度障がい保険金 引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日(*1)以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表(*2)に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。 なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものととして取扱います。したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。 (*1)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。 (*2)対象となる「高度障がい状態」とは 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの 4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの 5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの ～高度障がい状態に関する補足説明～ 1. 常に介護を要するもの 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。 2. 眼の障がい(視力障がい) (1)視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。 (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 (3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。 3. 言語またはそしゃくの障がい (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。 ①語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こゝ頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合 ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合 ③声帯全部のてき出により発音が不能の場合 (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。 4. 上・下肢の障がい 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

保険金をお支払いしない場合等（詳細）	【主契約】 ○引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。 ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入（＊１）日から起算して１年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。 ・保険契約者・被保険者の故意。 ・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。 ・戦争その他の変乱。（＊２） （＊１）保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。 （＊２）ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。 【高度障がい保険金】 ○高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入（＊１）時以後に生じた場合にかぎります。（原因となる傷病がご加入（＊１）時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。）したがって、原因となる傷病がご加入（＊１）時前に生じていた場合には、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。 【すべての保険金】 次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。 ○告知義務違反による解除の場合 ご加入（＊１）のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入（＊１）部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。 ○詐欺による取消の場合 保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。 ○不法取得目的による無効の場合 保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。 ○保険契約が失効した場合 保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。 ○重大事由による解除の場合 次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。 （以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときにかぎり、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。） ①保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金受取人が、保険金（死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき。 ②この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき。 ③保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の（ア）～（オ）のいずれかに該当するとき。 （ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること （イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること （ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること （エ）反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること （オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること ④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。
制度運営および引受保険会社	●当制度はアステラス製薬株式会社が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結したこども特約付年金払特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。 ●この団体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各ご加入者（被保険者）の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合（２０２６年１月１４日現在）に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。 〔引受保険会社〕 日本生命保険相互会社（８０．３％）〔事務幹事会社〕 大樹生命保険株式会社（１９．７％）

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

・ケガや病気等による入院・手術等の保障

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」)を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

☐ 保障内容はニーズに合致していますか。

☐ ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

入院1日目から 給付金を受取れます。

※1泊2日以上継続入院の場合。

差額ベッド代をはじめとする
入院にともなう費用の確保に!



手術・放射線治療給付金 を受取れます。

※手術給付金の倍率によって、給付限度
回数が異なります。

※一部所定の手術については、お支払いの
対象外となります。

日帰り手術等でも給付金を受取れます。

※詳細は以下の「主な保障内容」をご確認ください。

<主な保障内容>

保険期間中に以下のお支払事由に該当されたときにお支払いします。

給付金のお支払いにあたっては、原因となるケガや病気が加入日(*)以後に生じることが必要となります。

(*) その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

給付の名称	お支払事由の概要	お支払額	お支払限度※1
入院給付金	ケガや病気等により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額 × 入院日数	(1回の入院 ※2) 124日 (通算) 1,095日
入院療養給付金	入院給付金をお支払いする入院をされたとき	入院給付金日額 × 5	通算30回 ※3
手術給付金 (20倍)※4	1泊2日以上継続した入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	入院給付金日額 × 20	通算なし
手術給付金 (5倍)※4	外来または日帰り入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	入院給付金日額 × 5	通算30回
放射線治療給付金	公的医療保険制度の対象となる放射線治療または先進医療に該当する放射線照射・温熱療法を受けられたとき	入院給付金日額 × 10	通算なし (60日の間に1回)

・骨髄幹細胞の採取のための入院・手術の保障は、総合医療保険(団体型)への加入日(*)からその日を含めて1年経過後の入院・手術にかぎります。

(*) その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

ただし、医療保障保険(団体型)から総合医療保険(団体型)への継続加入者については、当該継続加入日からその日を含めて1年以内の骨髄幹細胞の採取のための入院・手術であってもお支払い対象となります。

(この場合、継続加入時における医療保障保険(団体型)または総合医療保険(団体型)の入院給付金日額のいずれか低い金額が限度となります。)

※1 お支払限度については、更新前後のお支払日数(回数)を通算します。

※2 入院を2回以上された場合でも、最終の入院の退院日の翌日からの経過日数等によっては1回の入院とみなす場合があります。

※3 すでに入院療養給付金のお支払事由に該当している場合には、入院療養給付金をお支払いすることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院がお支払いの対象となります。

※4 公的医療保険制度の対象手術でも、一部の所定の手術については、お支払いの対象外となります。

<対象外の手術の例>・・・「創傷処理」「皮膚切開術」等

また、同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。

この場合、手術給付金(20倍)をお支払いするときは、手術給付金(5倍)のお支払いはいたしません。

保障内容に関する詳細、「給付金のお受取りにあたっての日数制限」や上表の注記(※1～※4)等の制限事項の詳細については、【当パンフレット】「給付金のお支払事由」、「法令等の改正に伴う変更」、「注意喚起情報」「給付金をお支払いしない主な場合」、ならびに「ご加入のみなさまへ」を必ずご確認ください。

お申込みに際して

加入内容に変更がない場合のみお手続きは不要です。

●申込み条件……総合医療保険は単独でもお申込みにできます。

※配偶者・子どものみで加入することはできません。

※加入資格を必ずご確認ください。すでに加入されている方で、年度途中で配偶者・子どもの加入資格がなくなった方は、速やかにお申し出ください。

保障額と保険料

月払保険料表(概算)

加入コース 保険年齢	入院給付金日額	本人(Aコース)	本人(Bコース)	配偶者(Bコース)
		日額 5,000円	日額 3,000円	日額 3,000円
18歳～19歳 (H19.3.2生～H21.3.1生)		755円	453円	453円
20歳～24歳 (H14.3.2生～H19.3.1生)		1,125円	675円	675円
25歳～29歳 (H9.3.2生～H14.3.1生)		1,530円	918円	918円
30歳～34歳 (H4.3.2生～H9.3.1生)		1,675円	1,005円	1,005円
35歳～39歳 (S62.3.2生～H4.3.1生)		1,645円	987円	987円
40歳～44歳 (S57.3.2生～S62.3.1生)		1,680円	1,008円	1,008円
45歳～49歳 (S52.3.2生～S57.3.1生)		1,985円	1,191円	1,191円
50歳～54歳 (S47.3.2生～S52.3.1生)		2,560円	1,536円	1,536円
55歳～59歳 (S42.3.2生～S47.3.1生)		3,445円	2,067円	2,067円
60歳 (S41.3.2生～S42.3.1生)		4,585円	2,751円	2,751円
		こども 日額3,000円 (Bコース) 保険年齢 0歳～22歳 (H16.3.2生～) 618円		

●保険料は毎月の給与から控除します。
(第1回目は9月)

●左記は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に加入者数等に基づき算出し、更新日(今回は2026年9月1日)から適用します。保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の給付金日額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。

●当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。

※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。
(例:19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。)

加入資格

以下の加入資格の他、専用Webサイトに記載の内容を十分ご確認ください。お申込みください。

以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

《本人》公的医療保険制度に加入しているアステラス製薬(株)、アステラス健康保険組合およびアステラス労働組合に勤務する役員・正社員・嘱託・契約社員(継続雇用制度契約社員および1年未満の雇用契約者を除きます。)の方で年齢17歳6カ月超60歳6カ月以下の方。

《配偶者》上記本人の配偶者の方で年齢満18歳以上60歳6カ月以下の方。

《子ども》上記本人の扶養する(*)こどもで年齢0歳以上22歳6カ月以下(2004年3月2日以降生まれ)の方。

ただし、加入資格のあるこどもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。

(*)健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

(ご注意) ①ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。

②本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。

(同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)

③配偶者・子どものみで加入することはできません。

④保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・こどもも自動的に脱退となります。

⑤本人が退職・転籍・転居等で上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。

⑥**保険期間の途中で新規加入・増額・減額はできません。また、保険期間の途中で脱退も原則できません。(退職等を除きます。)**

総合医療保険は、退職後団体取扱いでの継続加入はできません。

期保
間険

●保険期間は効力発生日～2027年8月31日までです。以降は毎年9月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

脱
退
い
た
だ
く
場
合
受
取
人

●本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。

●更新日時時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。

●配偶者・こどもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、こどもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。

①本人の脱退日・死亡日

②加入資格を失われた日

③更新日にこどもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日

●この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する保険料が払込まれた期間の末日です。

(例えば、3月24日に脱退された場合、3月分保険料を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。)

●本人(主たる被保険者)・配偶者・こどもの入院給付金・入院療養給付金・手術給付金・放射線治療給付金の受取人は本人(主たる被保険者)です。

税務上のお取扱い	【保険料】 ■この保険契約には新生命保険料控除制度が適用され、実質保険料（保険料から配当金を控除した金額）は、介護医療保険料控除の対象です。 ※生命保険料控除の詳細は、ニッセイのホームページをご参照ください。 (https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/) ※介護医療保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。 ※当総合医療保険以外に介護医療保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当総合医療保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。 【給付金】 ■入院給付金・入院療養給付金・手術給付金・放射線治療給付金は、主たる被保険者が受取人の場合、非課税です。 税務の取扱い等について、2026年1月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。 今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。 個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。
配当金	●1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額（年間払込保険料から配当金を控除した金額）が軽減されます。 退職等で脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。
給付金のお支払事由	【入院給付金】 ・お支払いは、被保険者が保険期間中に次の①または②に定める入院をされた場合にかぎります。 ①加入日（*）以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、1泊2日以上継続して入院をされた場合 ※お支払いの対象となる入院は、治療を目的として医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設に入院をされた場合にかぎります。 ②骨髄幹細胞の採取術を直接の目的として、1泊2日以上継続して入院をされた場合 ※総合医療保険（団体型）への加入日（*）からその日を含めて1年経過後の入院にかぎるものとし、その入院中に骨髄幹細胞の採取術を受けられることを要します。ただし、医療保障保険（団体型）から総合医療保険（団体型）への継続加入者については、当該継続加入日からその日を含めて1年以内の骨髄幹細胞の採取術のための入院であってもお支払対象となります。（この場合、継続加入時における医療保障保険（団体型）または総合医療保険（団体型）の入院給付金日額のいずれか低い金額が限度となります。） ※お支払いの対象となる入院は、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設に入院をされた場合にかぎります。 ・（*）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。以下、「加入日（*）」については同じ内容を表しています。 ・お支払いは、1回の入院について124日、通算して1,095日を限度とします。 ※お支払限度については、更新前後のお支払日数を通算します。 ・複数回の入院をされた場合、以下のようにお取扱いいたします。 入院給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上された場合、それぞれの入院の原因にかかわらず、それらの入院を1回の入院とみなし、お支払日数の限度を適用します。ただし、入院給付金をお支払いすることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。 【入院療養給付金】 ・お支払いは、入院給付金をお支払いする入院をされた場合にかぎります。 ・すでに入院療養給付金のお支払事由に該当している場合には、入院療養給付金をお支払いすることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院がお支払いの対象となります。 ・お支払いは、通算30回を限度とします。 ※お支払限度については、更新前後のお支払回数を通算します。 【手術給付金（20倍）】 ・お支払いは、被保険者が保険期間中、かつ1泊2日以上継続した入院中に次の①または②に定める手術を受けられた場合にかぎります。 ①加入日（*）以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、所定の手術を受けられた場合 ※お支払いの対象となる手術は、治療を目的とし、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術にかぎります。 ②骨髄幹細胞の採取術を受けられた場合 ※総合医療保険（団体型）への加入日（*）からその日を含めて1年経過後に受けられた骨髄幹細胞の採取術であることを要します。 ただし、医療保障保険（団体型）から総合医療保険（団体型）への継続加入者については、当該継続加入日からその日を含めて1年以内に受けられた骨髄幹細胞の採取術であってもお支払対象となります。（この場合、継続加入時における医療保障保険（団体型）または総合医療保険（団体型）の入院給付金日額のいずれか低い金額が限度となります。） ※お支払いの対象となる手術は、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術にかぎります。 ・同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。 【手術給付金（5倍）】 ・お支払いは、被保険者が保険期間中、かつ外来または日帰り入院中に、次の①または②に定める手術を受けられた場合にかぎります。 ①加入日（*）以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、所定の手術を受けられた場合 ※お支払いの対象となる手術は、治療を目的とし、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術にかぎります。 ②骨髄幹細胞の採取術を受けられた場合 ※総合医療保険（団体型）への加入日（*）からその日を含めて1年経過後に受けられた骨髄幹細胞の採取術であることを要します。 ただし、医療保障保険（団体型）から総合医療保険（団体型）への継続加入者については、当該継続加入日からその日を含めて1年以内に受けられた骨髄幹細胞の採取術であってもお支払対象となります。（この場合、継続加入時における医療保障保険（団体型）または総合医療保険（団体型）の入院給付金日額のいずれか低い金額が限度となります。） ※お支払いの対象となる手術は、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術にかぎります。 ・同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。この場合、手術給付金（20倍）をお支払いするとは、手術給付金（5倍）のお支払いはいたしません。 ・お支払いは、通算30回を限度とします。 ※お支払限度については、更新前後のお支払回数を通算します。 【放射線治療給付金】 ・お支払いは、加入日（*）以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に所定の施術を受けられた場合にかぎります。 ・お支払いの対象となる施術は、治療を目的とし、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における施術にかぎります。 ・すでに放射線治療給付金のお支払事由に該当している場合、放射線治療給付金をお支払いすることとなった最後の施術日からその日を含めて60日経過後に受けられた施術がお支払いの対象となります。 （ご注意）給付金をお支払いできないことがあります。お支払いに関する詳細は「ご加入のみなさまへ」をご覧ください。

制度運営および引受保険会社	●当制度はアステラス製薬株式会社が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した家族特約付総合医療保険(団体型)契約に基づいて運営します。 [引受保険会社] 日本生命保険相互会社
制度内容の変更	●アステラス製薬株式会社の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。
法令等の改正に伴う変更	●この保険契約のお支払事由、保険料その他この保険契約の内容(以下、「お支払事由等」といいます。))にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約のお支払事由等に影響を及ぼすと引受保険会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約のお支払事由等を変更することがあります。

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した商品です。在職中に保険料を払込みいただき、年金または一時金をお受取りになれます。

・財産形成や老後の生活資金確保

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

☐ 給付内容はニーズに合致していますか。

☐ ご自身が選択された保険料(加入口数)、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

しくみ図

<ご加入例>

- ご加入年齢：35歳(男性)
- 保険料：月 払 20,000円
(1口1,000円で20口加入)
- 保険料払込期間満了年齢：60歳

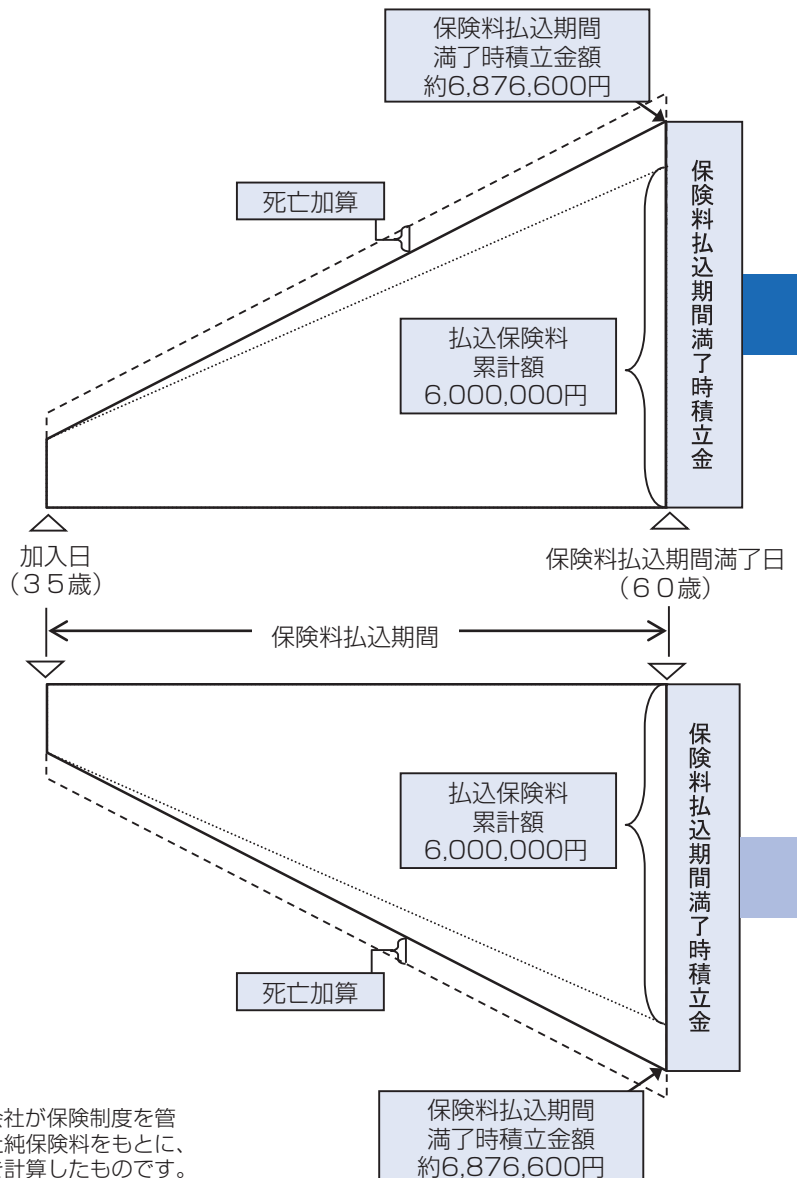
Aコース(税制適格)

払込予定期間が10年以上ある方が加入できます。

加入資格を満たせば両方のコースにご加入になれますが、いずれか一方のコースの積立金を他のコースへ移し換えることはできません。

Bコース

払込予定期間が2年以上ある方が加入できます。



※この保険でいう「積立金」とは、払込保険料から保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用(事業費)等を差引いた純保険料をもとに、将来の給付の原資となる金額を適正な保険数理に基づき計算したものです。

【この保険の特徴】

- この保険は、団体をご契約者、その所属員等のうち希望される方をご加入者（被保険者）とし、ご加入者（被保険者）の自助努力による財産形成や老後の生活資金確保を支援するための団体年金保険です。
- この保険は、税務上の取扱いの異なる2コースからなります。Aコース（税制適格）のご加入者（被保険者）が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象です。Bコースのご加入者（被保険者）が負担された保険料は、一般生命保険料控除の対象です。（2026年1月現在の税制等に基づくものであり、今後、変更となる場合があります。）
- 在職中に保険料を払込み、保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了時積立金額を原資とした年金をお受取りになれます。年金でのお受取りにかえて、一時金で受取ることもできます。
- ご加入者（被保険者）が保険料払込期間中に脱退された場合はご加入者（被保険者）に脱退一時金をお支払いします。また、ご加入者（被保険者）が保険料払込期間中に死亡された場合はご遺族に遺族一時金をお支払いします。

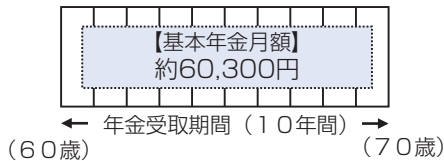
保険料払込期間満了後の給付内容

保険料払込期間満了時に給付プランをご選択

Aコース
（税制適格）

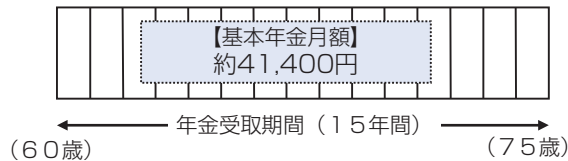
【10年確定年金】

- 10年間、ご加入者（被保険者）に年金をお支払いします。



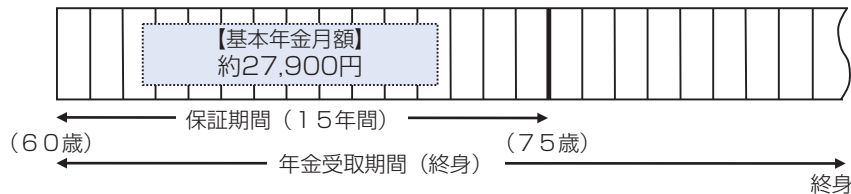
【15年確定年金】

- 15年間、ご加入者（被保険者）に年金をお支払いします。



【15年保証期間付終身年金】

- 15年間、ご加入者（被保険者）に年金をお支払いします。
保証期間経過後はご加入者（被保険者）が生存されているかぎり年金をお支払いします。



Bコース

- 上記給付にかえて保険料払込期間満了時積立金を一時金で受取ることもできます。

一時金額 約6,876,600円

◆給付額について◆

- ・しくみ図の給付額は、給付額試算表と同じ条件に基づいて計算しております。
- ・保険料払込期間満了後の給付額は保険料払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。
- ・実際に受取る金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。

加入資格	●Aコース(税制適格) 加入日現在正常に勤務されており、保険料払込期間満了日までの期間が10年以上あるアステラス製薬株式会社の役員・従業員の方。 ●Bコース 加入日現在正常に勤務されており、保険料払込期間満了日までの期間が2年以上あるアステラス製薬株式会社の役員・従業員の方。 ●保険料払込期間中にご加入者(被保険者)が退職・転籍・転出等で加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要で す。
保険料	<月払> 1口あたり1,000円とし、最低2口以上最高270口まで加入できます。 ●保険料はご加入者(被保険者)負担です。 ●月払保険料は毎月の給与から控除します。(第1回目は9月給与から) ●保険料払込期間満了日:満60歳到達直後の末日とします。 ●保険料の増額は保険料払込期間満了日までの期間が2年以上ある方にかぎります。
給付内容	【保険料払込期間満了後の給付内容】 ●次の種類の年金からいずれか1つを選択いただき、ご加入者(被保険者)にお支払いします。 10年確定年金、15年確定年金、15年保証期間付終身年金 《10年確定年金、15年確定年金》 ・年金受取期間中 10年間、15年間、ご加入者(被保険者)に年金をお支払いします。 ご加入者(被保険者)が年金受取期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存受取期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存受取期間に 対応する年金原資をお支払いします。 年金受取期間中の一時金受取りについては、残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。 《15年保証期間付終身年金》 ・保証期間中 15年間、ご加入者(被保険者)に年金をお支払いします。 ご加入者(被保険者)が保証期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存保証期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存保証期間に対応 する年金原資をお支払いします。 保証期間中の一時金受取りについては、残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。 (終身期間部分の一時金のお取扱いはできません。) 15年の保証期間経過後にご加入者(被保険者)ご自身が生存されているときは、年金のお受取りが再開されます。 ・保証期間経過後 ご加入者(被保険者)が生存されているかぎり年金をお支払いします。(一時金のお取扱いはできません。) ●年金の開始日は保険料払込期間満了日ですが、実際のお支払いは、年4回1月、4月、7月、10月の各1日にそれまでの3カ月分をまとめてお支払いし ます。 ※ただし、初回の支払時等は年金の開始日によっては、3カ月分に満たない場合があります。 ●Aコース(税制適格)については加入期間が10年以上かつ55歳以上、Bコースについては加入期間が2年以上かつ55歳以上で退職し会社が認めた 場合も、年金で受取ることができます。 ●Bコースの年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。 ●年金でのお受取りにかえて保険料払込期間満了時積立金を一時金で受取することもできます。 【保険料払込期間中の給付内容】 ●ご加入者(被保険者)が脱退されたとき 脱退時点の積立金額を脱退一時金としてご加入者(被保険者)にお支払いします。 ●ご加入者(被保険者)が死亡されたとき 死亡時点の積立金額に月払保険料の1倍に相当する金額を加算(死亡加算)した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。 新規加入や増額される場合、月払保険料部分の死亡加算は9月1日から適用されます。 ●退職されたとき ・満55歳未満の場合…脱退となります。 ・満55歳以上満60歳未満の場合(会社が認めた場合にかぎります。)…Aコース(税制適格)の場合は、15年保証期間付終身年金プランを選択いただ くことができます。ただし、加入期間が10年以上の方にかぎります。 Bコースの場合は、すべてのプランの中から選択いただくことができます。ただし、加入期間が2年以上の方にかぎります。
受取人	●年金(年金にかえての一時金を含む)、保険料払込期間満了時一時金、および脱退一時金の受取人はご加入者(被保険者)本人とします。 ●遺族一時金(残存受取(保証)期間の年金を含む)の受取人はご遺族(※)とします。 (※)遺族とは、労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の範囲および順位によるものとします。なお同順位の方が2名以上となる場 合には、そのうち最年長者を代表者として選定し、その方にお支払いします。
配当金	●年金受取開始後に配当金が生じた場合、年金の増額(増加年金)にあてられます。 ●保険料払込期間中に配当金が生じた場合、積立金の積増にあてられます。 ●毎年の配当金の水準は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては、配当金をお受取りになれな い場合もあります。 ※年度途中で脱退等される場合、その年度の配当金はお受取りになれません。

●下表は、前提条件をにおいて計算した給付額の試算であり、将来の受取額をお約束するものではありません。前提条件の詳細は〈当パンフレットに記載の給付額について〉をご確認ください。

●月払20口 20,000円加入の場合(保険料払込期間満了年齢:60歳)

月払

給付額試算表

積立 期間 (年)	払込保険料 累計額 (円)	積立金額 (脱退一時金額) (約) (円)	年金受取プラン (※)			
			10年確定年金 基本年金月額 (約) (円)	15年確定年金 基本年金月額 (約) (円)	15年保証期間付 終身年金 基本年金月額	
					男 性 (約) (円)	女 性 (約) (円)
1	240,000	241,000	(2,100)	(1,400)	(900)	(800)
2	480,000	484,800	(4,200)	(2,900)	(1,900)	(1,700)
3	720,000	731,000	(6,400)	(4,400)	(2,900)	(2,600)
4	960,000	980,000	(8,500)	(5,900)	(3,900)	(3,500)
5	1,200,000	1,231,600	10,800	(7,400)	(5,000)	(4,400)
6	1,440,000	1,485,800	13,000	(8,900)	(6,000)	(5,300)
10	2,400,000	2,530,600	22,100	15,200	10,200	(9,000)
15	3,600,000	3,901,600	34,200	23,500	15,800	14,000
20	4,800,000	5,348,800	46,900	32,200	21,700	19,200
25	6,000,000	6,876,600	60,300	41,400	27,900	24,600
30	7,200,000	8,489,800	74,400	51,100	34,400	30,400
35	8,400,000	10,194,200	89,300	61,400	41,400	36,600
40	9,600,000	11,995,200	105,100	72,200	48,700	43,000

※保険料払込期間満了後の給付額は保険料払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。

(※) B コースの年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。なお、() 内は参考数値です。

<当パンフレットに記載の給付額について>

当パンフレットに記載の給付額は、新規に加入される方の給付額、または保険料を増額される方の増額部分に相当する給付額を試算したものであり、以下の前提およびその他一定の条件に基づき計算しております。そのため、例えば、この保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受保険会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更等により、実際に受取る金額は増減し、また大きく下回る可能性があります。したがって将来の受取額をお約束するものではありません。また、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間が生じる場合があり、その期間は変動する可能性がございますので、ご注意ください。なお、既加入者の実際の給付額については、当パンフレットに記載の給付額と異なります。

- 当パンフレットに記載の給付額は次の(1)～(5)およびその他一定の条件に基づいて計算しております。
 - (1)この保険契約全体の加入口数が月払8,045口を常に維持していることを前提とします。
 - (2)ご加入者(被保険者)全員の保険料が所定の払込期日に入金されたものとして計算しております。
 - (3)2026年9月1日時点(予定)※の基礎率(予定利率・予定死亡率・予定事業費率等)に基づき計算しております。
※引受保険会社が予定している数値
 - (4)この保険契約における2026年1月1日現在の保険料積立金が積立期間の期始にあるものとして計算しております。
 - (5)記載の金額には、配当金を加味していません。
- 今後の金利水準の低下その他の著しい経済変動等により、基礎率(予定利率・予定死亡率・予定事業費率等)については将来変更される場合があります。その結果、年金・一時金の受取金額が減少等の変動をすることがあります。
- 今後の決算配当率は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては配当金をお受取りにできない場合もあります。
- 年度(2026年1月1日～2026年12月31日)途中・財政決算期間中で脱退された場合、その年度の配当金はお受取りにできません。また、その場合の脱退一時金は給付額試算表の数値を月割計算した額より下回ります。
- 積立金額(脱退一時金額)は、積立期間によっては払込保険料累計額を下回ることがあります。また、この保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受保険会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更等により、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間は変動する可能性がございますので、ご注意ください。
- 保険料を増額された場合、増額部分の積立期間は増額年月日が起点となります。したがって、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間が新たに発生することがあります。
- 給付額試算表は、1月1日に加入されたことを前提に整数年加入で計算しておりますので、年度途中(9月1日)加入の場合は、上記試算表の額と異なる(下回る)ことがあります。

制度運営および引受保険会社	●当制度はアステラス製薬株式会社が生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づいて運営します。 引受保険会社 日本生命保険相互会社
保険料の減額	●別表の事由に該当する場合にかぎり、保険料を減額することができます。 保険料の減額のお申込みは募集期間中にかぎりです。 ただし、月払2口を最低残すものとします。 <別表> ①災害 ②疾病・障がい(親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。) ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む。) ⑤結婚(親族の結婚を含む。) ⑥債務の弁済 ⑦その他、ご加入者(被保険者)が保険料の拠出に支障のある場合
一部受取り(減口) 保険料積立金の	●Bコースについては、別表の事由に該当する場合にかぎり、保険料積立金の一部を受取ること(減口)ができます。 なお、保険料積立金の一部受取りは最低50万円以上、1万円単位でお取扱いします。 <別表> ①災害 ②疾病・障がい(親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。) ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む。) ⑤結婚(親族の結婚を含む。) ⑥債務の弁済 保険料の減額を行っても保険料積立金を受取ることとはできません。 ※Aコース(税制適格)については、保険料積立金の一部受取り(減口)はお取扱いできません。
税務上のお取扱い	<保険料> ●Aコース(税制適格)のご加入者(被保険者)が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象です。 ●Bコースのご加入者(被保険者)が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象ではありませんが、一般生命保険料控除の対象です。 ※当日生積立トータルライフプラン以外に個人年金保険料控除または一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した年間保険料に基づき計算されます。当日生積立トータルライフプランのみの年間保険料に基づき計算されるわけではありません。 ※2011年12月31日までに締結した保険契約等(旧契約)と2012年1月1日以降新たに締結した保険契約等(新契約)では、生命保険料控除の適用が異なります。当日生積立トータルライフプランは旧契約にあたり、個人年金保険料控除または一般生命保険料控除の対象となる新契約にご加入の場合、以下①～③のうち、控除額が最大となる方法をそれぞれ選択することができます。 ①旧契約のみで控除額を計算 ②新契約のみで控除額を計算 ③旧契約と新契約を合算のうえ、控除額を計算(ただし、②の場合と同じ控除限度額が適用されます。) <年金・一時金> 以下の年金については、本人が受取人の場合のお取扱いです。 ●年金…(公的年金等以外の)雑所得として所得税および住民税の課税対象です。 $\text{課税対象額} = (\text{基本年金年額} + \text{増加年金年額}) - (\text{基本年金年額} \times \frac{\text{払込保険料累計額}}{\text{基本年金受取総額(見込額)}})$ ●脱退一時金・保険料払込期間満了時一時金…一時所得として所得税および住民税の課税対象です。 $\text{課税対象額} = (\text{一時金額} - \text{払込保険料累計額} - 50\text{万円}) \times \frac{1}{2}$ *同年中にその他の一時所得がある場合は、一時所得の合計額から特別控除額(50万円)が控除されます。 ●遺族一時金…相続税の課税対象です。 法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の受取一時金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。 税務の取扱い等について、2026年1月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。 個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

お申込み方法について

新規に加入される方、加入内容に変更のある方は、専用Webサイトからお手続きください。内容に変更のない方は従来の加入内容で継続されますので、お手続きは不要です。

〈希望者グループ保険〉

- 新規に加入される方で、本人との続柄が「その他(9)」となる方を本人の死亡保険金受取人とされる場合は、「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。
 - すでに加入されている方で、死亡保険金受取人を変更される場合は、「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。(専用Webサイトでの受取人変更のお取扱いはできません。)
- この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。

〈希望者グループ保険〉〈総合医療保険〉

- 新規加入・増額をされる方で、【告知欄】に該当、もしくは「質問事項」に対する答えに迷われる場合は、商品ごとに「被保険者の告知書」をご提出ください。「被保険者の告知書」のご提出については団体窓口までお問合せください。

個人保険への移行

〈希望者グループ保険〉

- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に移行できます。詳細は当パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。

〈総合医療保険〉

- 個人保険に移行するお取扱いはありません。

〈日生積立トータルライフプラン〉

- 個人保険に移行するお取扱いはありません。

＜個人情報の取扱いに関するアステラス製薬株式会社と引受保険会社からのお知らせ＞

- この保険契約は、アステラス製薬株式会社(以下、「団体」といいます。)を保険契約者とし、団体および団体の子会社(以下、「子会社」といいます。)の所属員を加入対象者とする企業保険です。
 - そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および子会社(三井住友インシュアランス&フィナンシャルサービス株式会社を含みます。以下同じ。)は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ。)へ提出します。
 - 団体および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
 - 引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体、子会社および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。
 - また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き団体、子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。
- なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
- (注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
- 個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人(以下、「受取人」といいます。)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

ご相談窓口等

- ご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。

(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口までご連絡ください。)

〈団体お問合せ先〉

三井住友インシュアランス&フィナンシャルサービス株式会社
東京リテール生命保険営業部 アステラス担当
TEL:0120-522-672
リテール生命保険営業部(大阪) アステラス担当
TEL:0120-302-417

〈日本生命お問合せ先〉

【希望者グループ保険・総合医療保険】日本生命保険相互会社 法人サービスセンター TEL 0120-563-925 (通話料無料)
【日生積立トータルライフプラン】日本生命保険相互会社 法人サービスセンター TEL 0120-563-924
※お問合せの際には、以下の記号証券番号をお知らせください。
希望者グループ保険:930-59510 総合医療保険:900-95158 日生積立トータルライフプラン:970-99029
【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3を除く。)]

〈「障がい」の表記〉

当パンフレットでは、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

保険加入に際しましては、**ライフプラン**や**公的保険制度**等もふまえ、**ご自身の抱えるリスク**やそれに**応じた保障の必要性**をご理解いただきご検討ください。

金融庁の
公的保険ポータルは
こちら



厚生労働省の
公的年金シミュレーターは
こちら

